

## 令和6年度岩手県水防協議会 議事録

1 開催日時 令和6年5月23日(木) 13:30~15:30

2 開催場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール(盛岡市中央通1丁目1番38号)

### 3 出席委員

上澤和哉委員(会長職務代理者)、内館茂委員(代理:吉田危機管理統括監)、小田桐淳司委員、近藤修委員(代理:土田副所長)、佐藤善仁委員(代理:阿部消防本部消防長)、柴山智如委員、鈴木克子委員、千葉啓子委員、千葉とき子委員、堀川道広委員、松林由里子委員、両方義人委員 ※会長職務代理者を除き氏名の五十音順

### 4 次第

(1) 開会

(2) 県土整備部長挨拶

(3) 議事

ア 令和6年度岩手県水防計画について

イ その他

(4) 講演「防災気象情報の利活用について」盛岡地方気象台長 堀川道広 氏

(5) 閉会

### 5 議事録

#### ○司会

委員の皆様方には、ご多用中のところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、河川課の菊池と申します。どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、次第、出席者名簿、配席図、令和6年度岩手県水防協議会配布資料一式、令和6年度岩手県水防計画(案)、講演会のレジメ、以上でございます。

お手元でございますでしょうか。

岩手県水防協議会についてであります。お手元の令和6年度岩手県水防計画(案)338ページに水防法を掲載しておりますが、水防法第8条340ページにより、都道府県の水防計画その他、水防に関し重要な事項を調査審議いただくため、都道府県に水防協議会を置くことができることとなっており、岩手県においては、昭和24年から岩手県水防協議会条例により設置・運営してきているところでございます。

本日の議事といたしましては、水防法第7条第5項により、都道府県知事は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会に諮らなければならないこと

とされていることから、令和6年度岩手県水防計画を策定するに当たり、計画案を御審議いただくこととしております。

なお、議事終了後は、盛岡地方気象台台長の堀川道広様からご講演をいただくこととしております。

それでは、ただ今から、令和6年度岩手県水防協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、会議成立のご報告を申し上げます。

本日は、委員定数15名のうち、本人出席9名、委任状代理出席3名、計12名の御出席をいただいております。岩手県水防協議会条例第4条第3項の規定による委員数の2分の1以上の御出席をいただきましたことから、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、当協議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、非公開に該当する事項がないことから、公開することとしておりますので、ご了承願います。

それでは、協議会の開催に当たりまして、上澤岩手県県土整備部長からご挨拶申し上げます。

#### ○上澤岩手県県土整備部長

令和6年度岩手県水防協議会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより、岩手県の水防行政に多大なる御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、毎年のように全国各地で浸水被害が発生するなど、気候変動の影響により、水災害が激甚化・頻発化しております。

岩手県においても、平成28年、令和元年、令和4年など、近年、経験のない豪雨による浸水被害が頻発しております。

このことから、県では、安全・安心な地域づくりに向け、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を進めているところであり、ハード整備とともに、リスク情報の提供等のソフト施策により、流域全体の減災に取り組んでいます。

また、被害を軽減するためには、国、県、市町村及び水防団等の関係機関が密に連携し、

水防体制の充実・強化を図っていくことが極めて重要です。

昨年5月には、総勢2,200人の参加による「北上川上流総合水防演習」を国及び北上川流域市町とともに開催し、水防団による水防工法訓練等を実施したほか、7月、8月の降雨の際には、西和賀町や葛巻町において、水防団による土のう積み等の水防活動が行われるなど、日頃からの取組の大切さと水防体制の充実・強化の重要性を改めて認識したところです。

本日はご審議いただき令和6年度岩手県水防計画（案）は、県下における水防の円滑な実施のために必要な事項を規定しているものであり、流域治水など県が取り組んでいる施策を反映させ、作成しております。

お集まりの委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴し、計画の決定を行いたいと考えておりますので、本日は、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

## ○司会

続きまして、本日御出席の委員の皆様でございますが、大変恐縮ですが、お手元の出席者名簿、それから配席図、こちらによりまして、御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、議長についてであります。岩手県水防協議会条例第2条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、会長であります知事は、本日、所用のため欠席しておりますことから、同条例第2条第2項の規定により会長職務代理者として、岩手県県土整備部長の上澤委員が指名されておりますので、上澤委員をお願いいたします。

それでは、上澤委員、議長席にご移動いただきまして、議事進行をお願いいたします。

## ○議長

改めまして、岩手県県土整備部長の上澤でございます。会長より指名を受けておりますので、議長を務めさせていただきたいと思っております。早速、議事に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に沿いまして、「令和6年度岩手県水防計画について」事務局から説明をお願いいたします。

## ○事務局

岩手県県土整備部河川課 流域治水課長の菊地と申します。本日はどうぞよろしくお願  
いいたします。

お配りしております「令和6年度岩手県水防計画(案)」について説明する前に、薄いファ  
イルの「令和6年度岩手県水防協議会 配布資料」にあります参考資料「県管理河川・海岸  
における防災・減災のための主な取組」について説明いたします。水防計画と関連する部分  
もございますので、こちらを先にご紹介をさせていただきます。

座ってご説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。これから説明させていただく内容ですが、大きく4つ「大規  
模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」、「水防法関係の取組」、「津波関係の取組」がござい  
ます。

2 ページをご覧ください。まず大規模氾濫減災協議会の取組についてです。この大規模氾  
濫減災協議会というのは、平成28年8月の台風第10号により、岩泉町の小本川など県が  
管理する中小河川において甚大な被害を受けたことなどを契機とし、河川にかかるハード  
整備とソフト施策について、河川管理者である国や県、沿川市町村などが連携し、一体的か  
つ計画的に取り組みを推進する目的で設立されたものです。協議会につきましては、県内3  
つの圏域に分けて運営しております。令和6年度は、協議会で定めた計画に沿って、河川管  
理者である岩手県が洪水浸水想定区域を多くの河川で指定する予定となっております。関  
係市町村はそのリスク情報を読み取って避難計画等を検討することとなります。

3 ページをご覧ください。こちらは流域治水協議会の取組についてです。近年は気候変動  
の影響により、全国的に災害が激甚化・頻発化し、河川管理者が行うハード対策やソフト施  
策だけでは人命を守ることができない事態が発生しています。このことから、流域全体のあ  
らゆる関係者が協働し、水害を軽減させる「流域治水」を推進しているところです。本県で  
は、「流域治水」の全県展開を進めており、令和6年3月末時点で県内48水系中46水系で  
の体制を構築したところです。残りの2水系については青森県及び秋田県を跨ぐ流域とな  
っており、今年度上半期に参画させていただけるよう調整を進めているところです。流域治  
水協議会では、これまでの河川整備に加えて、利水ダムの事前放流、下水道施設での貯留、  
田んぼダム、森林整備、治山対策、その他浸水リスクが高いエリアの土地利用規制等、関係  
者の取組を掲載した「流域治水プロジェクト」を策定し、情報共有しながら計画的に組み  
組を進めていきます。今後は、地域住民や民間企業の参画を促進するため、パネル展示等の  
各種機会を通して意識啓発活動も行うこととしております。

4 ページをご覧ください。参考といたしまして、小本川水系の流域治水プロジェクトの内容について紹介します。河川の氾濫、土砂災害の被害を防止・軽減する対策として、河道改修、河道掘削、砂防堰堤や治山施設の整備などを行うとともに、被害対象を減少させるための対策として輪中堤整備や宅地嵩上げ、災害危険区域の設定の組み合わせなどのハード対策に取り組んでいます。そして、被害軽減・早期復旧復興のためのリーダーの育成などあらゆる関係者と協力して取り組んでいきたいと考えております。なお、この小本川水系については、山間部の流域治水ということで全国でも先進事例となっており、他水系の河川においても一層取組を進めていきたいと考えております。

5 ページをご覧ください。水防法に基づく、住民の円滑かつ迅速な避難のための取組を記載しています。岩手県では、水位周知河川の指定拡大を進めていくとともに、新たに洪水予報河川の指定を予定しております。また、国や県が管理する一級及び二級河川については、洪水浸水想定区域図を作成することになっており、洪水浸水想定区域が指定された場合には、市町村は地域防災計画への必要事項の記載とハザードマップの作成周知が義務付けられます。さらに、地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画を策定し、避難訓練も実施しなければなりません。このように水防法では、住民等が円滑かつ迅速に避難できるように法的な義務付けがなされております。

6 ページをご覧ください。それぞれの機関が、先ほどご説明した法定義務以外で取り組んでいる「その他の施策」についてご紹介させていただきます。県では水位周知河川におけるホットラインの実施や、タイムラインの策定、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置なども行い、河川情報の提供の拡大にも取り組んでいます。市町村としては防災士の育成、出前講座、マイタイムラインの策定支援などを行っています。また要配慮者利用施設においては、近隣企業等と災害時の支援協定の締結を行っている事例もございます。

7 ページをご覧ください。県の取組について、もう少し細かくお話したいと思います。こちらは水位周知河川の指定についてです。水位周知河川は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、氾濫危険水位等の基準水位を定めた河川となります。水位周知河川の指定は大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで46河川を指定しております。また、令和6年から令和7年までの2か年で7河川を指定し、全51河川（重複区間除く）指定することとしております。

8 ページをご覧ください。こちらは洪水予報河川の指定についてです。洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川で、気象庁と共同してその状況を水位又は流量により水防管理者等に通知し、一般に周知します。現在、県内では国管理の10河川が指定されており、県管理の指定はありませんが、

令和5年5月に気象業務法及び水防法の一部が改正され、国が得た県管理河川の予測水位情報の提供を受けることが可能となり、令和5年6月に東北地方整備局長と包括協定を締結しました。今後、県管理の一級河川において洪水予報河川の指定に向けた検討を進めることとしております。

9ページをご覧ください。こちらは洪水浸水想定区域の指定状況になります。令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川や水位周知河川のみならず、住宅等の防護対象のある一級及び二級河川において、想定最大規模の降雨があった場合に浸水が想定される範囲や浸水深さを解析し、公表することとなりました。こちらでも大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで128河川を指定しております。対象となる河川については、令和7年度末までに全て指定する予定で進めております。

10ページをご覧ください。こちらは洪水ハザードマップの作成状況になります。洪水浸水想定区域等のリスク情報の提供に合わせて、市町村は避難計画を検討し、ハザードマップの作成を進めております。令和5年度末現在、想定最大規模の洪水リスクに対応したハザードマップを作成しているのは2市町村となっております。その他の市町村は順次、想定最大規模の洪水リスクに対応したハザードマップの作成を進めることとしています。

11ページをご覧ください。こちらはホットラインについてです。水位周知河川において、各基準水位が設定されておりますが、避難判断水位を超過するおそれがある場合、県から市町村長等へ超過する恐れがある旨連絡を行うものとなっております。平成29年の運用開始以降、これまで延べ140市町村189回ホットラインを実施している状況です。

12ページをご覧ください。こちらはタイムラインについてです。これは洪水時にどのタイミングでどのような行動を取る必要があるのか、関係機関で共有しているものです。水位周知河川に指定された河川については、タイムラインを策定し、運用しています。

13ページをご覧ください。こちらは岩手県河川情報システムで確認できる情報について記載しています。水位情報、雨量情報、カメラ画像を確認することができます。近年、出水時の避難情報を充実させるため、河川監視カメラを大幅増設したこと等により、アクセス数が大幅に増えています。アクセス集中対策として、簡易表示用サーバーを設置し、出水期に備えているところです。また、従来の回線に加え、VSATと呼ばれる衛星回線を追加し、回線の二重化を図ることにより、通信障害にも備えているところです。

14ページをご覧ください。危機管理型水位計の情報については、国が運営している「川の水位情報」で確認することが可能です。こちらのホームページでも、国の方でアクセス集

中対策を行ったところです。また、防災や災害の情報を提供している「いわてモバイルメール」では、河川の水位が高くなった場合に、携帯電話にメールが送信されますが、令和5年3月よりLINE、Xにおいても洪水時の水位情報の配信を開始しました。

15 ページをご覧ください。こちらは2年前の県管理河川における大雨時の水防活動の様子です。令和4年7月14日からの大雨により一関市の夏川で浸水被害が発生しました。堤防からの漏水が発生しましたが、月の輪工及び釜段工の迅速かつ適切な水防活動により、被害の最小化が図られました。

16 ページをご覧ください。こちらでは津波防災地域づくりに関する法律に基づく取組について記載しております。岩手県では、令和4年3月29日に津波浸水想定を設定・公表し、関係市町村の意見徴収を踏まえて令和5年8月29日に津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定をしました。

17 ページをご覧ください。津波災害警戒区域等の概要についてご説明します。都道府県において、津波浸水想定を基に警戒避難体制を特に整備すべき区域に津波災害警戒区域を任意で指定することができます。この指定に伴い、鉛直方向の基準ということで、ビル等に対して津波が来襲した際のせき上げを考慮した基準水位を設定することとなります。基準水位の設定により、地域防災計画の中で避難計画を策定すること、津波ハザードマップを策定すること、民間の施設等における避難施設への指定等に役立てるものになります。

18 ページをご覧ください。ご説明しましたイエローゾーンにつきましては、「岩手県津波浸水情報提供システム」で確認することができます。区域内について、イエローで範囲を示しており、さらに拡大すると任意地点の基準水位も確認することができますので、ぜひご利用ください。

以上をもちまして、防災・減災のための主な取組についての 説明を終わります。

続きまして、本日、ご審議いただきます水防計画書(案)の主な変更点についてご説明させていただきます。まず、水防計画とは、水防法の規定に基づき、洪水、津波、高潮等に際し、水防団による水防活動が円滑に行われるために必要となる情報を記載したもので、県が策定するものでございます。

水防法には、「県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のために水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要に応じて変更しなければならない」と規定されております。

先ほどご説明しました県の施策や水防活動の実態等を踏まえ、毎年、見直しを行っており、今年度も本格的な出水期を迎えるにあたり、昨年度の計画を見直し、更なる水防活動の充実を図るものです。今年度版に修正した資料が、お配りしている「令和6年度岩手県水防計画（案）」でございます。この計画案について、本協議会においてお諮りするものでございます。

こちらの水防計画（案）の変更点につきまして、お手元にお配りしております、「令和6年度岩手県水防協議会 配布資料」をご覧ください。

この中の「資料1 令和6年度岩手県水防計画（案）変更要旨及び変更対照表」を用いて変更点についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

左側に記載の1～7項目目までが主な変更内容になります。次ページ以降に変更対照表と解説を掲載しており、この後ご説明いたします。また、右側の8項目目については、時点修正等軽微な変更であることから、変更対照表の掲載は省略しております。

2ページをご覧ください。

「図表3-2 重要水防箇所調書（国管理）」になります。該当ページは36ページから68ページになります。今回の変更内容につきましては、国管理河川の重要水防箇所別調書において、主に河川整備の進捗による堤防等区間毎の重要度の変更に伴い更新しております。

3ページをご覧ください。

「図表4-8 岩手県知事が行う水防警報」になります。該当ページは138ページから143ページになります。こちらは、先ほど参考資料でもご説明しました、水防法で定める水位周知河川等に指定している河川及び観測所の一覧表となります。

今回は、安家川の松林観測所において、河川改修の進捗に伴い水位周知等の基準水位を見直したこと、松川の田頭観測所において、現地の状況を精査し、危険箇所を再整理した結果を踏まえて水防警報の基準水位を見直したことに伴い更新しています。

4ページをご覧ください。

こちらは3ページと同じ図表になります。令和6年3月22日付で久慈川上流区間及び大野川を水位周知河川として新規指定したため、今回追加しております。受持ち区間は、久慈川につきましては、沢繋橋から日野沢川合流点、大野川につきましては、東大野橋から有家川合流点までを指定しており、新たに水位周知等の基準水位を設定しております。

5 ページをご覧ください。

「図表 4-9 県水防警報連絡系統図」になります。該当ページは 144 ページから 164 ページになります。こちらは、県管理水位周知河川の水位超過情報（避難判断水位・氾濫危険水位）について、住民への周知をより効率的・効果的とするため、令和 5 年 10 月から新聞社への伝達を追加しております。また、4 ページでもご説明しましたが久慈川上流区間及び大野川を水位周知河川に指定したことから、当該河川を連絡系統図に追加しております。

6 ページをご覧ください。

「図表 5-5 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧」になります。該当ページは 218 ページから 232 ページになります。こちらは、岩手県が設置した危機管理型水位計の観測箇所をまとめた表になります。

令和 5 年度に北上市の黒沢川牡丹橋に危機管理型水位計を新規設置したことから、設置河川数及び設置箇所数を更新しております。

7 ページをご覧ください。

黒沢川の新規設置や令和 5 年度に岩泉町の清水川の危機管理型水位計を神成橋からうれいら橋に移設したことに伴い更新をしております。

8 ページをご覧ください。

「図表 16-1 浸水想定区域指定・公表河川一覧」になります。こちらは今年度の水防計画からは削除いたします。詳細につきましては、後ほど説明いたします。

9 ページをご覧ください。

「図表 17-1 水防協力団体指定要領及び関係様式」になります。該当ページは 330 ページから 336 ページになります。こちらは国土交通省の水防協力団体指定要領及び関係様式を記載しているものです。

令和 5 年度の内容改正に伴い更新しております。図表 17-1 の資料 1 から資料 6 のすべてが更新となっておりますが、本ページには資料 1 のみ抜粋し掲載しております。

10 ページをご覧ください。

「参考 10 洪水浸水想定区域指定」、「参考 11 津波災害警戒区域指定」になります。該当ページは 377 ページになります。まずは、変更前の「参考 10 水防協力団体指定一覧表」についてですが、水防協力団体の指定解除が平成 24 年度となっており、最終更新から 10 年以上経過していることから、今年度から削除することといたします。

今年度変更後の「参考 10 洪水浸水想定区域指定」につきましては、令和 7 年度までに

県管理河川における洪水浸水想定区域指定予定数は 294 河川となり情報量が多くなることから、8 ページの「図表 16-1 浸水想定区域指定・公表河川一覧」の代わりとして県ホームページを参照するよう案内することとし、その掲載先を追加しております。

(スクリーン上で、当該ページへのアクセスを実演)

当該掲載先は、今後指定河川数が増えてくることから、より見やすく情報を提供できるように工夫して参ります。

「参考 11. 津波災害警戒区域指定」につきましても、県ホームページのアドレスを記載しております。参照するよう案内することとし、掲載先を追加しております。

(スクリーン上で、当該ページへのアクセスを実演)

以上が、今年度の水防計画の主な変更点でございます。

続きまして、資料 2 をご覧ください。

令和 5 年度に発生した水防に係る気象警報等を時系列で整理したもので、避難判断水位を超過した出水を記載しております。

昨年度はお盆期間に岩泉地区で 24 時間雨量 574 mm の大雨が発生しました。こちらにつきましても、ホットラインを活用し住民等への周知を実施したところです。

最後になります。資料 3 をご覧ください。

過去 10 年間の公共土木施設災害の状況を参考としてまとめたものでございます。災害査定決定額ベースの集計ですが、昨年度は、災害発生件数 106 件、被害額約 16 億円となっております。平成 28 年度、令和元年度、令和 4 年度における災害発生件数、被害額が多く、昨年度は近年では被害が少ない年でございます。

以上で、令和 6 年度岩手県水防計画（案）の変更について、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

## ○議長

ただ今の事務局からの説明に対し、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

### ○委員1

何点かございます。配布資料（資料1 令和6年度岩手県水防計画（案）変更要旨及び変更対照表）の5ページですが、（連絡系統図に）新聞社を追加したとのことですが、他にも新聞社がある中でどのような理由でこの4社が加わったのですか。

### ○事務局

昨年度、新聞社の情報発信を活用できればということで各新聞社にアンケートを取ったところ、4社が希望されて（当該新聞社に対して）情報提供するという流れでございます。

### ○委員1

ありがとうございます。希望を受けてということですね。承知しました。

それから（資料1）7ページ目のところですが、今回加わった（危機管理型水位計）のはさほど数は多くないですが、いろいろなハード系のものが導入から時期が経って一斉更新等で費用の負担が多くなるのが各地で課題となっています。水位計の整備もおそらく随時やってきた部分もあると思いますが、一斉更新等の負担ということが気になりまして、既存のものの更新時期はどのような具合になっているか把握されていて、今後の水防対策にどのように対応していくのか教えていただけますでしょうか。

### ○事務局

水位計の整備につきましては、これまでも長い期間かけて整備を進めてきておりまして、だいたい水位計については整備をひと段落するところです。今後の更新といったところですが、施設の重要性を鑑みまして、これらの施設については今後も継続して水位情報を提供していかなければならないということで、計画的に更新のスケジュールを整え対応していくことになろうかと思えます。具体の更新スケジュールにつきましては、毎年度の点検結果等状況を踏まえながら更新作業していくところです。

### ○委員1

おそらく予算が限られるので、実際には優先順位をつけて検討されていくことになると思いますが、そのあたりの検討状況は防災に深く関わる大事な情報かと思えますので情報提供よろしく願いいたします。

最後になりますが、（資料1）10ページになります。一覧形式からホームページへの案内に改めるということで、ホームページでの公表そのものも既に始まっていて、水防計画での

説明を変えるという理解でよろしいでしょうか。

#### ○事務局

ホームページの方は既に公開しております、今回水防計画書に改めてこういった形（ホームページ）で掲載しているところでございます。

#### ○委員1

最後に要望になりますが、いただいた資料3（過去10年間の公共土木施設災害状況）について、立場上どうしても土木施設の被害ということで被害箇所数、被害額のとりまとめになってしまうと思いますが、人的被害も分かるように取りまとめていただいた方が被害の全体状況を把握することに資するかと思っておりますので、資料の取りまとめにあたっては各年度の人的被害も分かるよう資料作成していただけるとありがたいです。

#### ○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

#### ○議長

その他いかがでしょうか。

#### ○委員2

資料3のグラフについて、令和元年と令和4年を比べますと災害件数が令和元年は多く、令和4年は3分の1ほどに減っていますが、金額的に被害額が同額くらいになっているのはどういうことか説明いただくと助かります。

#### ○事務局

必ずしも被害件数と被害額が比例するような形にはならないと考えております。件数・額といったところが被害の大きさを物語る一つの指標ということで記載しております。傾向といたしましては、令和4年の方が1件あたりの被害が大きかったところでございます。

○委員2

具体的にどのようなものの被害額が大きかったと考えられますか。

○事務局

公共土木施設になりますので、道路や河川、その他公共施設が該当するかと思います。

○委員2

ありがとうございます。

○議長

その他いかがでしょうか。

○委員3

水防計画 288 ページ（図表 9-2 水防管理団体の水防備蓄器具、資材一覧表）等に水防活動に必要な資機材を挙げていますが、救命胴衣の立ち位置がよく分からないので教えていただきたいです。救命胴衣を資材として挙げているところもあれば全く挙げられていないところもあり、作業する人数分は必ず用意されている前提なのか、作業する人が準備してることが決まっているのか、そのような安全対策がどうなっているのか教えてください。

○事務局

水防活動を行う時に、川の側に行く状況になろうかと思います。また、沿岸地域では海へ行くこともありますので、救命胴衣は必要ということで用意されていると考えています。

それぞれの土木センター等における水防活動を鑑みて必要な資機材を用意していると考えています。

○委員3

どうしても必要なものならば、必ず全ての団体が個数を書くべきだと思いますが、書いていたり書いていなかったりするのが不思議で、救命胴衣を絶対につけることであればわざわざ書かなくてもいいのではということです。

### ○事務局

ありがとうございます。記載している情報につきまして、精査して来年度反映していきたいと思います。

### ○委員3

続いて水防計画書31ページ(図表1-1 水防団員等水防活動従事者の安全確保対策方針)を拝見していて、水門の遠隔操作を進めると書いているのですが、こちらに書かれている水門や陸閘は主に津波対策のものを考えていらっしゃるのかと思って見ているのですが、北上川にも樋門や水門がたくさんあり、そちらは対象にならないと考えてよろしいのでしょうか。なぜこのようなこと聞くかといいますと、たくさん水門や樋門があるので、それを閉める人が決まっていて、行政の人に限らず地域の住民の方が担当している場合もありますが、雨の日に川の近くに行って、目視で見て閉めるのを夜でもやらなければならないことがあり危険ではないかと思ったためです。

### ○事務局

水防計画6ページをご覧くださいと思います。「1.4 安全配慮」より、図表1-1は津波に対する各海岸における水防団員の安全確保対策と位置付けております。

### ○委員3

ありがとうございます。では、河川の方は現場で目視で確認し閉めるのですか。

### ○事務局

まずは水防団の安全確保が大事なので、津波対策施設と同様に、門扉をフラップゲートのように自動で閉まるような構造にし、可能な限り現地で直接閉めるような水門を減らしていく取組を進めています。

### ○議長

その他、いかがでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問がないようですので、採決をはかりたいと思います。令和6年度岩手県水防計画(案)は原案のとおりとすることにご異議ありませんでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○議長

ご異議がないようですので、令和6年度岩手県水防計画は原案のとおり決定いたします。  
その他の話題を提供してくださる方はいらっしゃいますでしょうか。  
ないようですので、議事を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

では、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。

このあと講演がありますが、準備がありますのでここで5分程度休憩をとらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(休憩)

(講演)

本日は、委員の皆様方から貴重な御意見等いただきまして、誠にありがとうございました。  
以上をもちまして、令和6年度岩手県水防協議会を閉会いたします。  
委員の皆様方にはご多用中のところ、誠にありがとうございました。